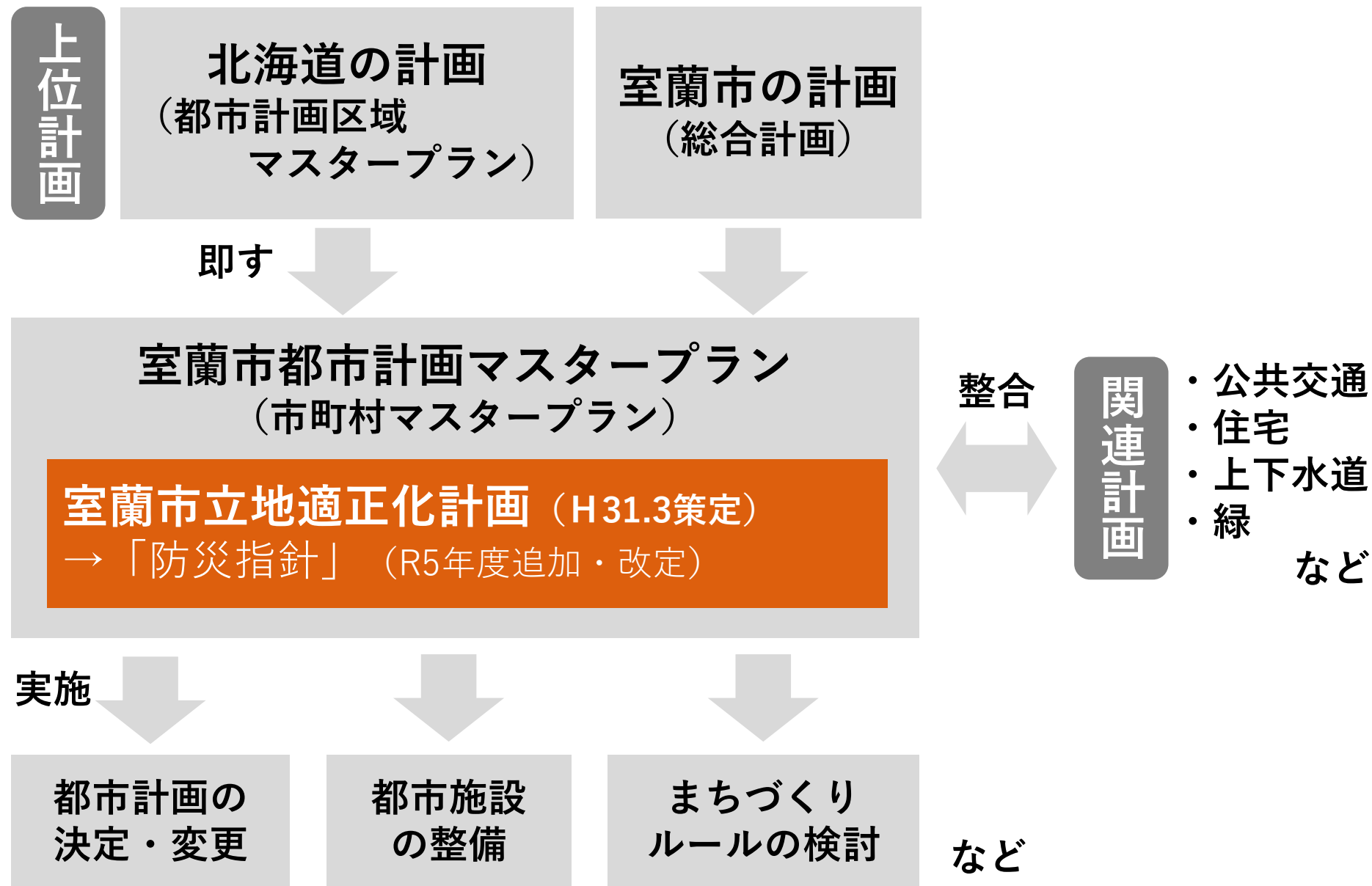


室蘭市立地適正化計画の 改定について





都市計画マスタープランは、市民と行政がともに考え、**将来の都市像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すとともに、今後の土地利用・道路・公園等の都市計画を定めるための指針**になるものです。

室蘭市では、急速な人口減少と高齢者の増加、拡散した市街地や空家率の増加などの社会変化を踏まえ、コンパクトで持続可能なまちの実現に向けて、「室蘭市都市計画マスタープラン」を2020（令和2）年3月に見直しました。

※詳細は冊子をご覧ください。

7. まちづくりの基本理念と基本目標

まちづくりの基本理念

魅力的な自然・産業・人を生かした、
コンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまち

SDGs*の主に目標11「住み続けられるまちづくりを」を参考

まちづくりの基本目標

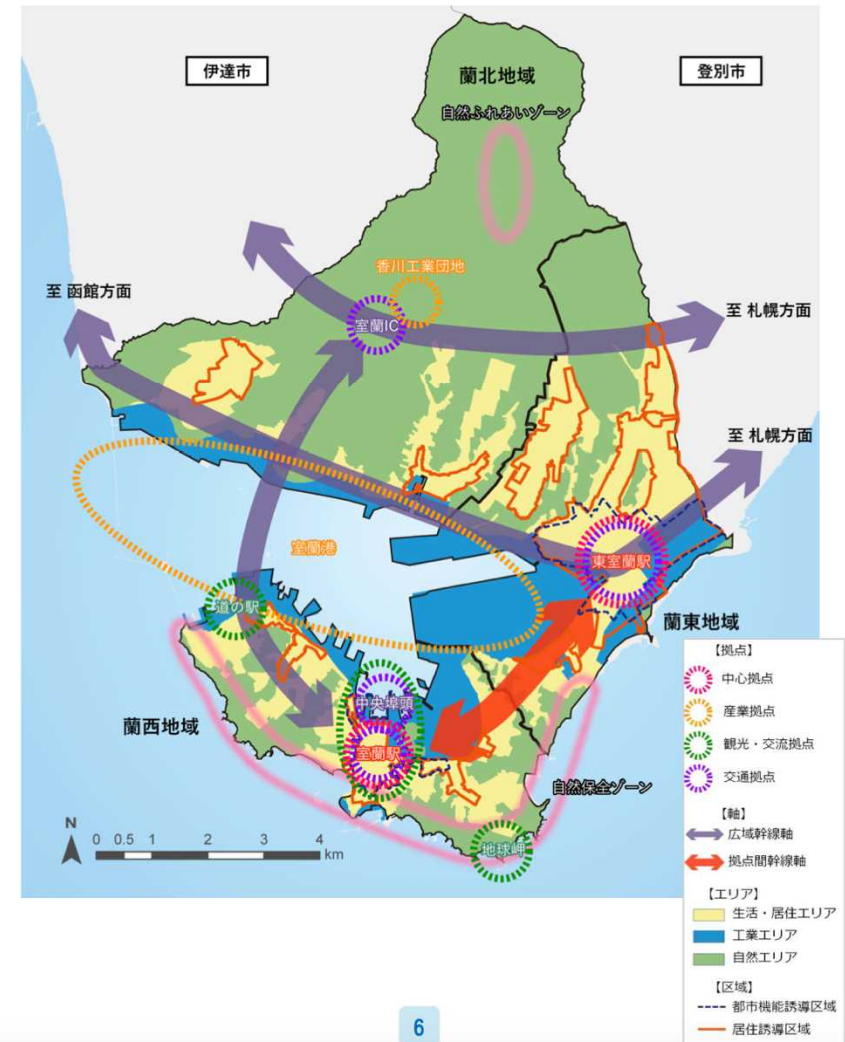


都市生活	目標1 各世代に対応した移住・定住を進めよう
	目標2 利用しやすい交通のネットワークをつくろう
	目標3 協働の輪を広げよう
都市経営	目標4 都市経営の視点を持ってまちづくりをしよう
	目標5 働きやすさ・住みやすさが価値を生むまちをつくろう
	目標6 まちの資源を生かして交流人口を増やそう
安全・安心	目標7 災害に強いまちをつくろう
	目標8 緑を次世代に引き継ごう
	目標9 環境にやさしいくらしを目指そう

8. 将来都市構造

拠点 : 「室蘭市立地適正化計画」で定めた、都市機能や居住の拠点を整備します。
軸 : 広域幹線軸と拠点間幹線軸を強化します。
拠点以外 : 魅力的な地域資源の活用を図ってまちづくりを進めます。

さまざまな価値観を持つ多様な世代が
暮らし続けることのできる都市構造を形成します。



立地適正化計画とは、

- 「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」の2つの区域を設定することが特徴
- 人口が減少したとしても持続的なまちとなるために、「施設」と「住まい」の立地を考え直す計画
- 室蘭市は2019（平成31）年3月に策定

室蘭市立地適正化計画 概要版

2019年3月 室蘭市

■ 立地適正化計画とは

都市機能や居住の誘導を図る区域を設定し、これらを誘導するための施策等を定めることにより、持続可能な都市へとゆるやかに誘導していく制度です。

市街化区域
都市機能誘導区域
生活サービス施設が集まった便利な拠点を作る

拠点間や拠点から離れた地区を公共交通でつなぐ

居住誘導区域
拠点を利用できる人口を維持する

■ 策定の目的

室蘭市では、急速な人口減少・高齢化が進み空家が増えるなど、市街地のスポンジ化*が進行しています。このままではまちの活力低下や財政圧迫など、更なる問題が生じることも懸念されます。

将来にわたって生活サービス施設や公共交通を維持し、既存ストックを活用しながら、市民誰もが住みやすいまちづくりを進めていくため、立地適正化計画を策定し、都市機能や居住の誘導を図るための取り組みを進めます。

*市街地の内部において、スポンジの穴のように空き地・空家等が小さな数値単位で、時間的・空間的にランダムに発生すること

室蘭市の人口

① 大きく人口減少

1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 (推)

65,000人 (1990) 8,900人 (2015) 55,000人 (2040)

13.9% (2040年時点)

実値 ← 推計値

これまで

これから…?

■ 計画の位置付け

室蘭市総合計画

室蘭市都市計画マスタープラン

室蘭市住宅マスタープラン

室蘭市立地適正化計画

連携

公共交通や公共施設再編、福祉等のまちづくりに関する関連計画

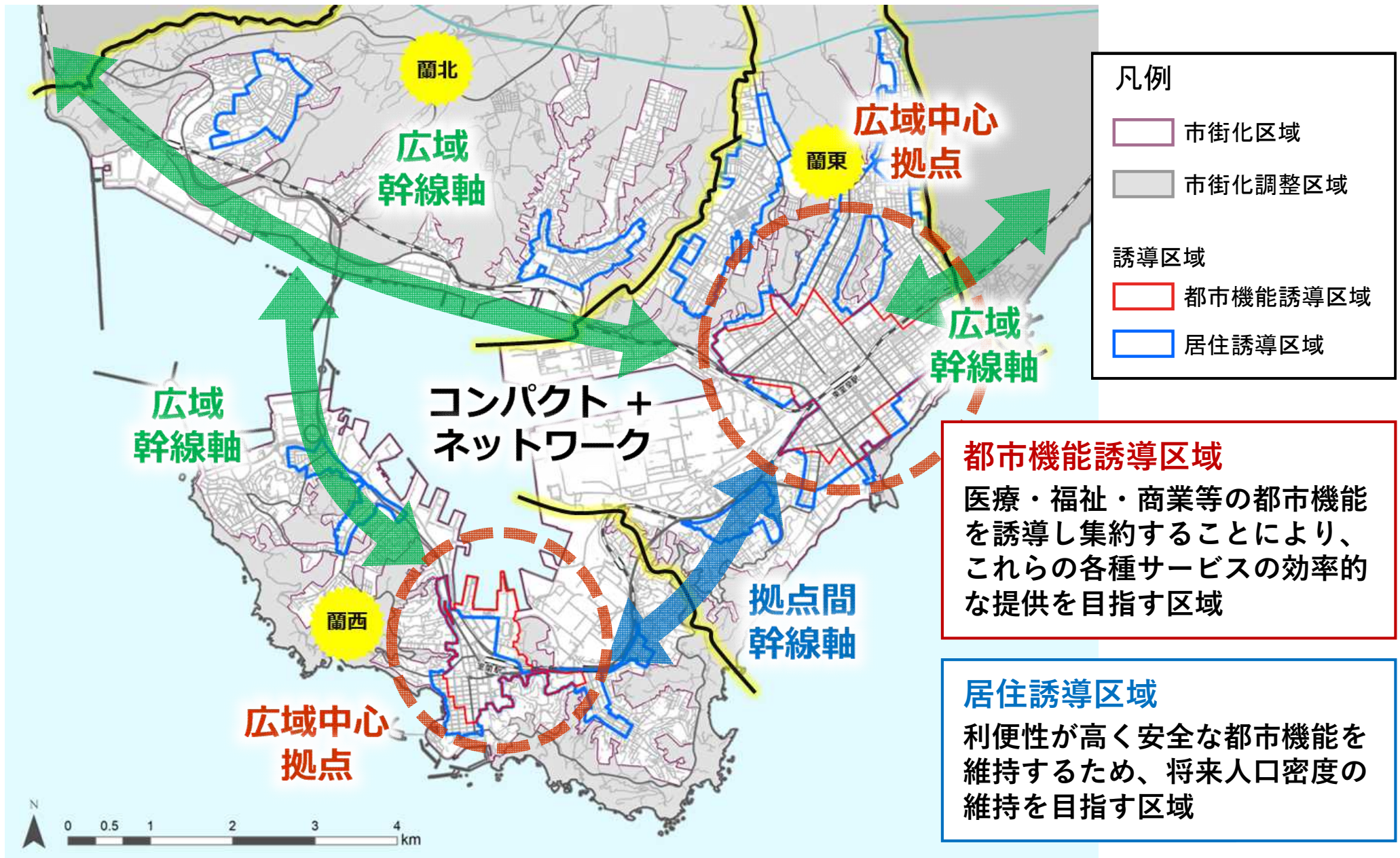
■ 計画の期間と対象区域

計画期間：2040年まで

対象区域：室蘭市行政区域内の都市計画区域

*グラフ出典：実績値/国勢調査 推計値/国立社会保障・人口問題研究所 (2018 (平成30) 年推計)

※詳細は冊子をご覧ください。



居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るために**立地適正化計画**に定める、**防災・減災対策の指針**です。

- 2014（平成26）年、都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画が制度化
- 2019（平成31）年3月に**室蘭市立地適正化計画**を策定
- 制度化後、全国で水災害が頻発・激甚化
- 2020（令和2）年、同法の改正により、**立地適正化計画の記載事項**として「**防災指針**」が追加
- 2023（令和5）年度、**室蘭市立地適正化計画**の5年に一度の**進捗確認**とともに**防災指針**を追加する改定

現計画での防災の考え方

室蘭市の**既成市街地の大部分**は、特有の地形により、**津波浸水予想区域**やがけ崩れ・土石流危険区域、土砂災害警戒区域となっている。

それらの区域は「**室蘭市地域防災計画**」に基づく**警戒避難体制により人命被害が出ないように努める**ことを前提に、**居住誘導区域**から除外しないこととする。

※「土砂災害特別警戒区域」だけは対処しがたい災害リスクとして区域から除外。

8. 防災指針の検討

8-1. 居住誘導区域等における災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

- 1) 災害ハザード情報等の収集、整理
- 2) 災害リスクの高い地域等の抽出
- 3) 地区ごとの防災上の課題の整理

8-2. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

- 1) 地区ごとの課題を踏まえた取組方針の検討

8-3. 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

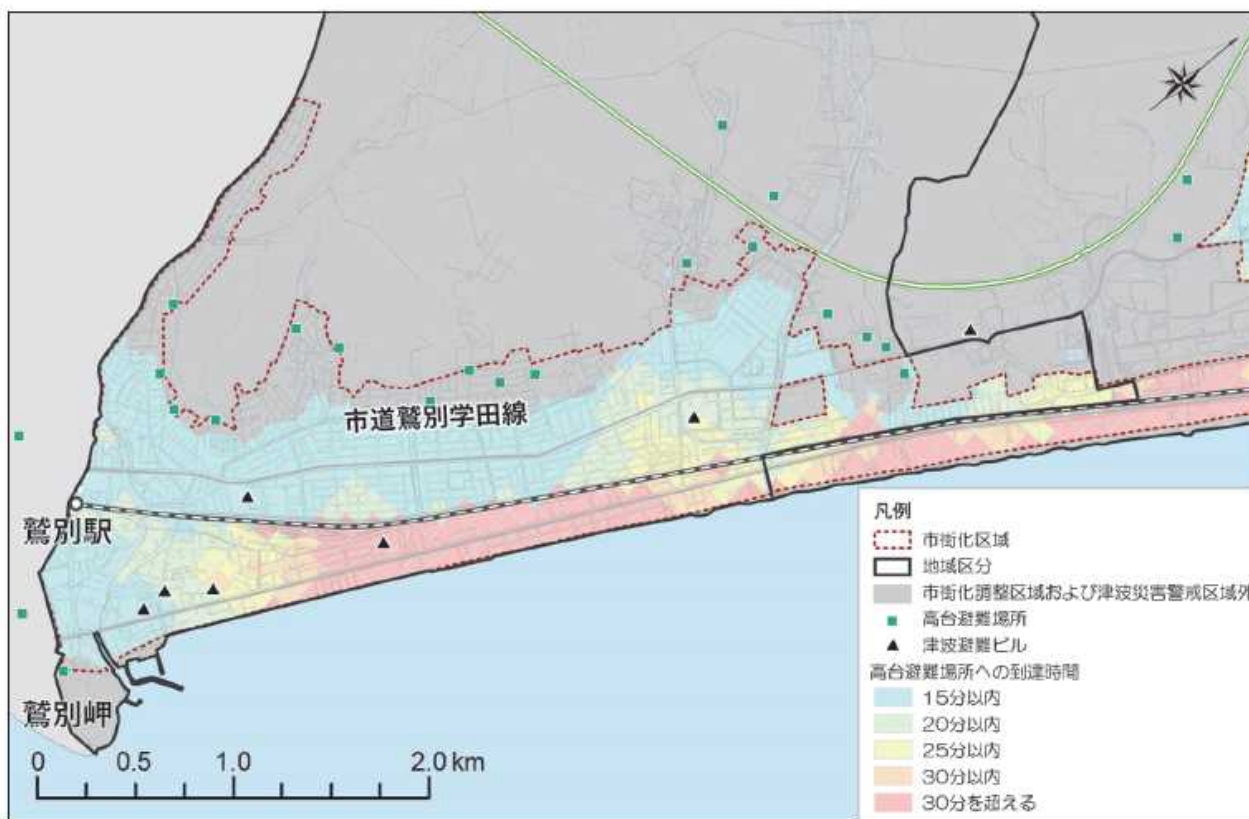
- 1) 防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の検討
- 2) 取組スケジュールと目標値の検討
- 3) 防災指針に関連する制度の活用

※国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」より

今年度の計画改定では、複数の情報を組み合わせた「**災害リスク分析**」と「**防災まちづくりの方向性づけ**」を主とした**防災指針**を計画に追加する予定です。

■鷺別地域の現状・課題

- 市街地全域にて避難可能時間である 34 分以内での高台避難場所周辺または津波災害警戒区域外への避難が可能。
- 若草跨線人道橋については、橋の幅員が狭く、避難時の通行に支障をきたす可能性があることから、本計画においては線路を横断できない場合を想定する必要がある。



登別市立地適正化計画では、津波浸水エリアの情報だけでなく、津波到達時間、避難時間などの**複数の情報から課題を抽出**している。

※「登別市立地適正化計画」(2022(令和4)年度策定)より

室蘭市立地適正化計画に「**防災指針**」を
追加する計画の改定に対して
公正かつ専門的な第三者としての立場から
ご意見をいただきたいと考えています。

※2023（令和5）年度は、現時点では、
都市計画変更等の案件の予定はありません。

室蘭市立地適正化計画の改定が完成するまでの期間
特に**防災指針**について**調査審議**するための
臨時委員3名を、室蘭市都市計画審議会に置きます。

菊地 範委員

室蘭地方気象台
防災気象官

木村 克俊委員

室蘭工業大学大学院
工学研究科
もの創造系領域
社会基盤ユニット
教授

鈴木 広志委員

北海道
胆振総合振興局
地方創生部危機対策室
主幹

※臨時委員のご意見を反映させた案を
審議会で審議していただく予定です。

回	開催時期（予定）	内容（予定）
第51回	2023（令和5）年 7月10日	<ul style="list-style-type: none">● 室蘭市都市計画審議会について● 室蘭市立地適正化計画の改定について
第52回	2023（令和5）年 8月下旬	<ul style="list-style-type: none">○ 骨子案たたき台について
第53回	2023（令和5）年 9月下旬	<ul style="list-style-type: none">○ 骨子案の報告
第54回	2023（令和5）年 11月中旬	<ul style="list-style-type: none">○ パブコメ案の報告
第55回	2024（令和6）年 2月下旬	<ul style="list-style-type: none">○ パブコメ結果及び案の報告
	2024（令和6）年 3月下旬	改定した計画を公表

室蘭市防災会議
でもご意見を伺
います。